

令和4年藤枝市議会
定例会2月定例会議会議案

令和4年2月21日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 1 号 議 案	令和 4 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 2 号 議 案	令和 4 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 3 号 議 案	令和 4 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 4 号 議 案	令和 4 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 5 号 議 案	令和 4 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 6 号 議 案	令和 4 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 7 号 議 案	令和 4 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 8 号 議 案	令和 4 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 9 号 議 案	令和 4 年度藤枝市下水道事業会計予算	別冊
第 1 0 号 議 案	令和 3 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 8 号)	別冊
第 1 1 号 議 案	令和 3 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 1 2 号 議 案	令和 3 年度藤枝市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 3 号 議 案	令和 3 年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 4 号 議 案	令和 3 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 1 5 号 議 案	令和 3 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 6 号 議 案	令和 3 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 1 7 号 議 案	令和 3 年度藤枝市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 1 8 号 議 案	令和 3 年度藤枝市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
第 1 9 号 議 案	藤枝市情報公開条例の一部を改正する条例	1
第 2 0 号 議 案	藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
第 2 1 号 議 案	藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
第 2 2 号 議 案	藤枝市消防団条例の一部を改正する条例	5
第 2 3 号 議 案	藤枝市庁舎整備基金条例	7
第 2 4 号 議 案	藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例	8

第 2 5 号 議 案	藤枝市民会館条例の一部を改正する条例	9
第 2 6 号 議 案	藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10
第 2 7 号 議 案	藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例を廃止する条例	12
第 2 8 号 議 案	藤枝市内陸フロンティア事業基金条例を廃止する条例	13
第 2 9 号 議 案	藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	14
第 3 0 号 議 案	藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例	17
第 3 1 号 議 案	藤枝市長及び議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例	18
第 3 2 号 議 案	辺地に係る総合整備計画の策定について	19
第 3 3 号 議 案	駿遠学園管理組合理約の変更について	21

藤枝市情報公開条例の一部を改正する条例

藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「調査審議手続等」を「調査審議手続」に改め、同条中「調査審議に係る手続及び公文書」を「調査審議の手続」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改め、「。第13条において「法人等」という」を削る。

第13条第3号中「法人等に関する情報又は事業を営む個人」を「事業者」に改める。

第39条の見出し中「調査審議手続等」を「調査審議手続」に改め、同条中「調査審議に係る手続及び公文書」を「調査審議の手続」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び第13条第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「介護時間」の次に「、子育て部分休業」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休業）

第 1 5 条の 3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休業の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第 1 5 条第 3 項の規定は、子育て部分休業について準用する。

第 1 7 条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「又は勤務時間条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護時間」を「、勤務時間条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護時間又は勤務時間条例第 1 5 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間及び当該子育て部分休業」に改める。

（藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年藤枝市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため）」を「、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため）」に改める。

（藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため）」を「、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため）」に改める。

藤枝市消防団条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団条例（平成 7 年藤枝市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条及び第 1 3 条を次のように改める。

（報酬）

第 1 2 条 消防団員に、次に掲げる額の年額報酬、出動報酬及び機関員報酬を支給する。

- (1) 年額報酬 別表第 1 に定める額
- (2) 出動報酬 別表第 2 に定める額
- (3) 機関員報酬 年額 3, 0 0 0 円

2 年額報酬は、4 月から 9 月まで及び 1 0 月から翌年 3 月までの 2 期に分け、各期間の終了した日の属する月又はその職を退いた日の属する月の翌月に支給する。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割により計算した額を支給する。

- (1) 年度の途中において、新たに消防団員となり、若しくはその職を退いた場合又は勤務しない期間がある場合
- (2) 年度の途中において、年額報酬の金額の異なる階級に異動した場合

3 出動報酬は、出動した日の属する月の翌月に支給する。

4 機関員報酬は、年度ごと機関員として勤務した期間に応じて月割により計算した額を翌年度の 4 月に支給する。ただし、消防団員の職を退いた場合は、職を退いた日の属する月の翌月に支給する。

（費用弁償）

第 1 3 条 消防団員が公務（出動報酬の対象となるものを除く。）により旅行するときは、藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和 54 年藤枝市条例第 7 号）の規定を準用する。

別表第 1 中「年報酬額」を「年額報酬」に、「3 0, 0 0 0 円」を「3 6, 5 0 0 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 1 2 条関係）

出動報酬

区分	金額
----	----

災害出動（水火災その他の災害が発生したときの防御、救助等の活動をいう。）	1回につき 8,000円（出動時間が4時間未満の場合にあっては、4,000円）
その他（訓練、警戒、講習等の活動をいう。）	1回につき 3,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

藤枝市庁舎整備基金条例

(設置)

第 1 条 市庁舎の整備に必要な経費の財源に充てるため、藤枝市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例

藤枝市都市公園条例（昭和40年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (5) の部アの款電光表示の項の次に次のように加える。

大型 映像 装置	アマチュアスポーツに使用する 場合	1 時間	5, 700
	アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合	1 時間	20, 500

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市民会館条例の一部を改正する条例

藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表(3)の部中「付帯」を「附帯」に改め、同部その他の款中

「

液晶プロジェクター	1台	1,290	プロジェクターワゴン含む。
自立式映写スクリーン	1台	320	

を

」

「

液晶プロジェクター	1台	1,290	プロジェクターワゴン含む。
短焦点レーザープロジェクター	1台	2,520	バトン天吊用ラックを含む。
自立式映写スクリーン	1台	320	

に改める。

」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和32年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第 4 条の見出し中「資産割額」を「基礎課税額の資産割額」に改める。

第 5 条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第 5 条の 2 の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 1 号中「第 2 3 条」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 3 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 3 条第 1 号中「法第 7 0 3 条の 5」を「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 2 号中「法第 7 0 3 条の 5」を「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 3 号中「法第 7 0 3 条の 5」を「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 6 0 0 円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

第23条の2中「第3条及び前条」を「第3条及び前条第1項」に、「前条第1号中「総所得金額」」を「前条第1項第1号中「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例を廃止する条例

藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例（平成 29 年藤枝市条例第 30 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市内陸フロンティア事業基金条例を廃止する条例

藤枝市内陸フロンティア事業基金条例（平成 29 年藤枝市条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例（平成 6 年藤枝市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5 分の 1
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50 分の 1
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50 分の 1
- (4) 自家発電設備を設ける部分 100 分の 1
- (5) 貯水槽を設ける部分 100 分の 1
- (6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100 分の 1

別表第 1 に次のように加える。

駅前一丁目 9 街区地区計画区域	令和 4 年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域
------------------	---------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

駅前一丁目 9 街区地区計画区域

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の后退距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ

							距離	適用 除外 の建 築物 等		
次に掲げる建築物	450%	200%	60%	200平方	メートル	道路境界線までの距離2メートル	地盤面下の建築物の部分			
(1) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの	(ただし、建 築物の敷地面 積が5	(ただし、公 衆便所、巡査 派出所								
(2) キャバレー、料 理店その他これら に類するもの	00平方 メートル以上	その他 これらに類す								
(3) 個室付浴場業（ 法別表第2（い） 項第7号に定める ものをいう。）に係 る公衆浴場、ヌー ドスタジオ、のぞ き劇場、ストリッ プ劇場、専ら異性 を同伴する客の休 憩の用に供する施 設、専ら性的好奇 心をそそる写真そ 他の物品の販売 を目的とする店舗	、かつ、延べ 面積の4分の1 以上を住宅の 用に供する建 築物の場合、 550%）	る建築 物で公 益上必 要なも のにつ いては この 限りで ない。）								

その他これらに類 するもの									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤 枝 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

藤 枝 市 職 員 定 数 条 例 (昭 和 2 9 年 藤 枝 市 条 例 第 5 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 第 2 号 中 「 9 8 0 人 」 を 「 1 , 0 2 0 人 」 に 改 め 、 同 号 ア 中 「 9 2 0 人 」
を 「 9 6 0 人 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

藤枝市長及び議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例

藤枝市長及び議会議員選挙公報発行条例（昭和41年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政見」の次に「、写真」を加える。

第3条中「政見」の次に「、写真」を加え、「掲載文2通」を「掲載文及び写真」に、「当該選挙の告示のあった日」を「その指定する期日まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の掲載文及び写真は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第4条第2項中「政見」の次に「、写真」を加え、同条第3項中「代人」を「代理人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、滝ノ谷辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

総 合 整 備 計 画 書

静岡県藤枝市滝ノ谷辺地

(辺地の人口66人・面積4.8km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷
- (2) 地域の中心の位置 静岡県藤枝市瀬戸ノ谷12218番地の1
- (3) 辺地度点数 108点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

この地域は、市街地から約12キロメートル離れた北部の山間地に形成された集落である。

同地域にある林道霜平線は急峻な山岳地域の斜面に開設された林道であり、通行に支障をきたす複数の危険箇所を抱えている。当該路線の整備を行うことにより、滝ノ谷辺地住民が所有する森林における木材の切出しや運搬等の林業作業を容易にし、一帯の豊富な森林資材の有効活用を推進することが期待できる。

また、茶園等の耕作地へのアクセス路を兼ねていることから、整備することで営農作業効率の向上にも繋がるものである。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度 1年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路	藤枝市	12,000	4,000	8,000	8,000
合	計	12,000	4,000	8,000	8,000

駿遠学園管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、駿遠学園管理組合の共同処理する事務を変更し、駿遠学園管理組合規約を次のとおり変更するものとする。

駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約

駿遠学園管理組合規約（昭和43年静岡県指令地第1067号）の一部を次のように変更する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第11条第2項第2号中「第3条第2号、第3号及び第5号」を「第3条第2号から第4号まで」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年藤枝市議会定例会2月定例会月議会 議案提案理由書（第19号議案～第33号議案）

第19号議案

例規の見直しに伴い、藤枝市情報公開審査会の行う調査審議に係る非公開の対象を改めるものであります。

第20号議案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用条項を整理するとともに、例規の見直しにより、藤枝市個人情報保護審査会の行う調査審議に係る非公開の対象を改めるものであります。

第21号議案

市職員の仕事と子育ての両立支援を図るため、小学校に就学する子から小学校3年生までの子を対象とした「子育て部分休業」を導入するとともに、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

第22号議案

消防団員の確保及び地域防災力の更なる充実強化を目的として、消防団員の処遇改善を図るため、報酬に係る規定を改正するものであります。

第23号議案

市役所新庁舎整備事業に必要な経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、藤枝市庁舎整備基金条例を制定するものであります。

第24号議案

藤枝総合運動公園サッカー場に新たに設置する大型映像装置の使用料を定めるものであります。

第25号議案

藤枝市民会館の附帯設備として新たに設置する短焦点レーザープロジェクターの利用料金を定めるものであります。

第 26 号議案

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の公布に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するとともに、所要の改正を行うものであります。

第 27 号議案、第 28 号議案

内陸フロンティアパーク藤枝たかた工業用地事業の完了に伴い、条例を廃止するものであります。

第 29 号議案

志太広域都市計画地区計画の都市計画決定に伴い、駅前一丁目9街区地区計画区域を新たに加え、建築物の用途制限や容積率の最高限度等を規定するとともに、建築基準法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

第 30 号議案

藤枝市立総合病院の機能拡充に伴い、診療体制を充実させることを目的に、病院事業職員の定数を増やすため、所要の改正を行うものであります。

第 31 号議案

公職選挙法の一部改正に伴い、国政選挙等に準じ、市長及び市議会議員の選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とするなど、所要の改正を行うものであります。

第 32 号議案

本市の滝ノ谷辺地にある林道を整備するため、令和4年度を目標年度に「辺地に係る総合整備計画」を策定するものであります。

第 33 号議案

駿遠学園管理組合が行っていた「静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業」が終了したことに伴い、駿遠学園管理組合規約を変更するものであります。